

訪 問 介 護 重 要 事 項 説 明 書

当事業所は、ご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供するに当たり、事業所の概要、提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

- 1) 法人名 社会福祉法人 金太郎の家
- 2) 所在地 出雲市斐川町学頭1511番地1
- 3) 代表者 理事長 阿食 かをる
- 4) 電話番号 0853-72-5110
- 5) 設立日 平成26年 1月 30日

2. 事業所

- 1) 種類 指定訪問介護事業所
島根県指定事業所番号 3270402401
- 2) 名称 デイサービス 金太郎の家 訪問介護
- 3) 目的 当事業所は、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営まれるよう支援することを目的として、訪問介護サービスを提供します。
- 4) 所在地 出雲市斐川町学頭1510番地2
- 5) 電話番号 0853-72-5110・0853-31-4832（直通）
- 6) 開設日 平成26年 4月 1日
- 7) 運営方針
イ) 事業所の訪問介護従事者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った指定訪問介護の提供に努めます。
ロ) 訪問介護の提供に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、その他地域の保健・医療・福祉サービス提供者との密接な連携を図りながら、常に利用者の心身の状況、要望及びその置かれている環境等を踏まえて、必要に応じその特性に対応したサービスの提供をおこないます。
ハ) 指定訪問介護については、常にその質の評価をおこない、その改善を図ります。
- 8) 管理者 竹内 淳子

3. 実施地域

出雲市（旧斐川町及び旧出雲市、旧平田市）、松江市（旧宍道町）

4. 職員の配置

訪問介護を提供する職員として、以下の職員を配置しています。

職 種	職 務 の 内 容	(兼務)
管 理 者	事業所の従業者の管理及び業務の管理	1 名
サービス提供責任者	訪問介護計画の作成・利用の	2 名

	申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理	
訪問介護員	訪問介護計画に基づき指定訪問介護事業の提供	21名

5. 営業日及び営業時間

- 1) 営業日 毎週 月・火・水・木・金・土曜日
(但し、利用者の要望がある場合には、適宜対応する。)
- 2) 営業時間 午前8：30～午後5：30まで

6. 提供するサービスとサービス利用料金

1) 介護保険の給付の対象となるサービス

「身体介護」「生活援助」「通院等のための乗車または降車の介助」の3つに分けられます。

- ① 身体介護 ○利用者の身体に直接接触して行う介助
○介助に必要な準備及び後片付け
○利用者が日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助や専門的な援助です。
- ② 生活援助 ○掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助であり、利用者が単身の為、又は家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいいます。
- ③ 通院等のための乗車または降車の介助 (但し、指定許可後施行する)
○要介護者が利用できます。通院等のために訪問介護員等が自らの運転する車両への乗り降りの介助を行います。そして、車両に乗る前や降りた後の移動等の介助、または通院先や外出先での診察を受ける場合等の手続きや移動等の介助を行うサービスです。

2) サービス利用料金

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払ください。(利用料金は、ご利用者の要介護度によって異なります。)

①基本額

区分	提供時間	利 用 料			
		20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上
身体介護	昼間	167円 (2割;334円) (3割;501円)	250円 (2割;500円) (3割;750円)	396円 (2割;792円) (3割;1188円)	30分増ごとに84円 (2割;168円) (3割;252円)
	早朝 夜間	昼間の25%増	昼間の25%増	昼間の25%増	昼間の25%増
	深夜	昼間の50%増	昼間の50%増	昼間の50%増	昼間の50%増

生活援助	提供時間	20分以上 45分未満	45分以上
	昼間	183円 (2割;366円) (3割;549円)	225円 (2割;448円) (3割;675円)
通院等のための乗車または降車の 介護が中心である場合		昼間	99円/回(片道につき) (2割;198円)(3割;297円)
		早朝・ 夜間	昼間の25%増
		深夜	昼間の50%増
初回加算		200円/月(2割;400円)(3割;600円)	
緊急時訪問介護加算		100円/月(2割;200円)(3割;300円)	
介護職員処遇改善加算		利用料×13.7%×/回(利用料×13.7%×2/回または3/回)	
介護職員特定処遇改善加算		利用料×6.3%×/回(利用料×6.3%×2/回または3/回)	
特定事業所加算Ⅱ		所定単位の10/100加算	

※ 1回の訪問介護において身体介護と生活援助が混在する場合には、具体的なサービス内容を区分して、身体介護にかかる利用料に生活援助部分を加算いたします。

※ 昼間（午前8時から午後6時まで）以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料が割増になります。

提供時間帯	早 朝	夜 間
時間帯	午前6時から午前8時	午後6時から午後10時
加算割合	25%	25%

※利用者の身体的理由により1人の訪問介護職員等による介護が困難と認められる場合など、やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

②交通費

- ・通常のサービス提供実施地域 → 無料
- ・通院介助時の交通費 → 利用者の実費負担となります。

③水道代・ガス代

お客様のご自宅で、サービス実施のために水道・ガスを利用した場合、その代金は利用者の実費負担となります。

④電話代

利用者のご自宅で、サービス実施のためにやむを得ず電話を利用した場合、その代金は利用者の実費負担となります。

⑤その他

- 1 介護保険が適用されないサービスを利用する場合、利用者の全額自己負担となります。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細書を附して、翌月15日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月20日までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払を受けたとき、利用者に対し領収書を発行します。

10. 虐待の防止のための措置について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための定期的研修の実施

11. 苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、下記の窓口で受付けています。

苦情担当者は、受付けた苦情を苦情解決責任者に報告し、苦情申し出人との話し合いによる解決に努めます。苦情申し出人に改善を約束した事項については一定期間後その結果を報告します。

担当窓口	苦情解決責任者	阿食 かをる
	苦情受付担当者	竹内 淳子
連絡先： 出雲市斐川町学頭 1511 番地 1		
	Tel	0853-72-5110
	Fax	0853-72-5192
受付時間	随時受け付けます。	

また、苦情処理第三者委員会も設置し、苦情の聴取及び解決に努めています。

第三者委員	宍道 年弘	(連絡先：080-1935-4638)
	長瀬 恵子	(連絡先：090-7595-7990)
	三代 美知子	(連絡先：090-7779-9293)

その他 下記でも苦情の受付が行われています。

○島根県運営適正化委員会

松江市東津田町1741-3いきいきプラザ島根2F
(0852-32-5913)

○出雲市役所 高齢者福祉課 介護保険係 (0853-21-6972)

○島根県健康福祉部 高齢者福祉課 (0852-22-5256)

12. 第三者による評価の実施状況

なし

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定訪問介護事業所	デイサービス	金太郎の家	訪問介護
説明者	職名	氏名	印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

印

(代理人) 住所

氏名

印